

基本財産以外の財産の管理運用規程

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構・理事会

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の基本財産以外の財産（以下「その他の財産」という。）の管理及び運用について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 その他の財産の管理及び運用については、定款に定めに従うほか、この規程の定めるところによる。

(管理責任者)

第3条 その他の財産の管理及び運用の責任者は代表理事とする。

(その他の財産の管理方式)

第4条 その他の財産のうち、現金は手許金及び銀行の預金等の形で、設備及び備品は事務所において善良な管理者の注意をもって、それぞれ維持及び管理する。

(基本財産の果実)

第5条 基本財産から生ずる果実はその他の財産に組み入れる。

附則 この規程は、2009年4月1日から施行する。

附則2 改正後の規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第4条に基づく公益認定を受けた日から施行する。